

ベルトラ株式会社 定款

ベルトラ株式会社

ベルトラ株式会社 定款

平成 3 年 11 月 13 日 会社設立

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、ベルトラ株式会社と称し、英文では、VELTRA Corporation と表記する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネット等を利用した宿泊施設、遊技場、各種チケット、観光ツアー等の予約販売業務
- (2) 旅行業法に基づく旅行業
- (3) 旅行・観光に関する催し物の企画、斡旋
- (4) 不動産の売買、賃貸借、管理
- (5) 有価証券等の投資及び運用
- (6) 資産の管理及び運用に関するコンサルティング
- (7) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (8) 損害保険代理業
- (9) 広告宣伝及び販売促進並びに印刷物に関する企画、制作、実施
- (10) インターネット等を利用した市場調査、宣伝及び広告等の受託
- (11) クラウドファンディングプラットフォームの運営、その他クラウドファンディングに関する事業
- (12) プロジェクトの募集、掲載、資金募集支援に関する業務
- (13) 販売促進活動に関するコンサルティング業務
- (14) 募金に関する情報の提供、募金の代行又は媒介
- (15) 組合契約及び匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
- (16) 旅行用品、民芸品、工芸品、水産物、食料品、清涼飲料水、酒類、乳製品、菓子、医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品、貴金属、農産物、生鮮食品、果物、造花、茶、コーヒー豆、乾物、加工品、日用雑貨、茶器、たばこ、塗料、古物、各種商品及び各機械器具の卸売業、小売業、通信販売業、仲介、情報提供及び輸出入業務
- (17) 古物営業法に基づく古物商
- (18) 電気通信事業法に定める電気通信業
- (19) 労働者派遣事業及び職業紹介事業
- (20) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業

- (21) ソフトウェア、アプリケーションソフトウェア、ウェブサイト、コンピュータソフトウェアプラットフォーム、ITクラウドの企画、開発、提供、販売、販売代理、受託、保守、コンサルタント及びインターネット附随サービス業
- (22) 出版業、広告業、翻訳業、通訳業
- (23) 前払式支払手段の発行、販売及び管理
- (24) 貸金業、金融業、投資業
- (25) 資金決済に関する法律に基づく資金移動業
- (26) 収納代行業
- (27) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、95,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株式は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿は、事務取扱場所に据え置き、株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、同社長が議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役は、8 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は取締役会長及び取締役社長並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、同社長が議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があり招集できないときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集する。
3. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 31 条 当会社の監査役は、3 名以内とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 当社の監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 当会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 45 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 47 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以上

令和 5 年 3 月 3 日現在